

# 国民年金



## 国民年金保険料を前納できます

国民年金保険料の納付は、現金だけでなく、口座振替やクレジットカードもご利用になれます。口座振替には、当月分保険料を当月末に振替納付することにより、月々50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い6カ月前納・1年前納・2年前納もあり大変お得です。2年前納をご利用いただく、毎月納付する場合に比べ、2年間で15,000円程度の割引になります。

納を希望される方は、2月末日までに年金事務所へお申し出ください。口座振替の場合は、希望の金融機関でも手続きいただけます。

また、口座振替による「前納」または「早割」制度をお申し出の際には、  
 ① 預貯金通帳、② 預貯金通帳の届出印、  
 ③ 基礎年金番号が分かるもの(年金手帳・国民年金保険料納付書など)をご持参ください。

くわしくは、年金事務所へお問い合わせください。

・ 渋川年金事務所 国民年金課  
 (0279・22・1607)

## 納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成31年1月から令和元年12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族(お子様等)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成31年(令和元年)中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が

必要となります。

令和元年10月2日から12月31日までの間に、平成31年(令和元年)に初めて国民年金保険料を納められた方へ、社会保険料控除証明書が2月上旬に送られます。(平成31年1月1日から令和元年10月1日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に送付されています。)

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようきちんと納めましょう。

・ 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書に関するお問い合わせ先  
 ねんきん加入者ダイヤル  
 ☎0570・003・004

## 農業に使用する軽油は課税が免除されます

軽油に課される軽油取引税(32.1円/ℓ)は、農業に使用する場合など、一定の手続きを行うことで課税が免除されます。

### ● 対象

農業者が農作業を行うために使用する機械の燃料として使用する軽油

### ● 手続き

① あらかじめ県知事に「免税軽油使用者証」と「免税証」の交付申請を行う。

※申請には「耕作証明書」や使用する農業用機械の確認書類が必要です。

② 交付された「免税証」を、給油の際に軽油販売業者に提出し、免税軽油を購入・使用する。

③ 使用后、伝票や領収書などとともに、数量などを報告する。

### ● 申請期間

令和2年2月3日(月)～21日(金)

● 申請先 吾妻行政県税事務所(中之条町大字中之条町664)

詳しくは左記へお問い合わせください。

### ● お問い合わせ先

吾妻行政県税事務所  
 所(☎0279・75・3300)、  
 吾妻農業事務所(☎0279・75・2311)

## 国有林モニターの募集

関東森林管理局では、国有林野事業の運営等について国民の皆様にご理解いただくとともに、ご意見・ご要望等をお聞きし、国有林野の管理経営に役立てていくため、「国有林モニター」を募集します。

国有林モニターの皆様には、国有林の広報誌などを定期的にお送りし、アンケートに回答いただきます。また、年1回、国有林モニター会議・現地視察への出席等をお願いします。

募集人員は70名程度、依頼期間は令和2年4月から2年間です。国有林野事業に関心のある20歳以上(令和2年4月1日時点)の方に応募いただけます。

詳細は関東森林管理局ホームページ(<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/kikaku/kokuyurimonita.html>)をご覧ください。

### ● お問い合わせ先

関東森林管理局国有林モニター担当係(企画調整課内) ☎027・210・1150